

【港湾局】

1. 港湾労働対策について

- (1) 港湾労働者の長時間労働をなくし、港湾の24時間オープンにともなう労働力を確保するため、交代制導入の促進をはかるための誘導措置に関する財源を確保されたい。

(回答)

港湾の24時間オープンの実現に際しては、港湾労働者の適切な労働環境が確保されることは重要であると認識している。国土交通省では、平成21年度から平成23年度まで、東京港、横浜港、名古屋港、四日市港、大阪港及び神戸港にてコンテナターミナルの24時間オープン実現のためのモデル事業を実施したが、同モデル事業においては、ゲートオープン時間拡大に必要な事業者の運営コストの一部支援を行ったところである。

今後とも、厚生労働省等の関係省庁と連携し、港湾労働者の適切な労働環境の確保にも配慮しつつ、港湾の国際競争力強化に努めてまいりたいと考えている。

- (2) 港湾労働者の福利厚生施策が後退しているため、港湾管理者に港湾労働者の福利厚生を増進するための施設を設置するよう指導するなど、港湾労働者の福利厚生施設の維持・改善のための費用を確保されたい。

(回答)

港湾の安定的な運営を確保する上で、港湾労働者の福利厚生を増進は大変重要なことであると考えている。港湾の福利厚生施設の設置又は管理については、各港湾管理者が自治事務として処理しているものであり、各港湾の実情に応じ、各港湾管理者の判断により維持・改善が図られているところである。

国土交通省としては、皆様からご意見をいただいたことについて、機会を捉えて港湾管理者に伝えてまいりたいと考えている。

- (3) 政府が昨年策定した「ガントリークレーン逸走防止のためのモデル運用規定」にもとづき事故対策が進められている。安全対策を実効あるものにするために、全国の港湾作業に安全対策を徹底させるとともに、クレーンの仕様変更や突風に対する予測機能を備えた風力測定設備などが必要である。港湾行政としてガントリークレーンの逸走事故対策のための予算措置を講じられたい。

(回答)

平成24年8月に、国土交通省では「コンテナクレーンの逸走防止のためのモデル運用規程」を策定し、ルールブレーキ等の逸走防止装置の機能整理や風観測・予測の活用方策の検討を行い、逸走防止対策の強化を図っているところである。

昨年 12 月に苫小牧港において逸走事故が発生したことを受けて、国土交通省に「コンテナクレーンの逸走対策等検討会」を設置し、逸走防止対策のさらなる強化について検討しているところである。また、逸走防止を図るためには、逸走防止装置等が適切に維持管理されることが重要であるため、コンテナクレーンの点検方法等についても検討を行っているところであり、これら検討結果を踏まえ、必要な対応を検討していくこととしている。

2. 非指定港の指定港化について

非指定港問題が港湾秩序を脅かしている。非指定港の調査費を十分確保するために予算措置を講じ、指定港化を促進されたい。

(回答)

三島川之江港については、取扱貨物量の多い四国の中心的な重要港湾であり、金子地区多目的国際ターミナルが昨年 10 月から一部稼働するなど、今後一層の取扱貨物量の増大が予想されることから、国土交通省としては、港湾運送事業法の指定港としての基準を満たしていると考えており、指定港化を検討しているところである。

本年 2 月には、事業法が適用となった場合の課題等の整理や各事業者が抱える懸念事項に係る意見交換のための個別ヒアリングを行ったところであり、今後も継続して、指定港化についての地元関係者の合意形成に向け、努力を重ねてまいりたい。

3. 港湾の津波対策について

東日本大震災から 2 年半が過ぎようとしているが、被災地である東北・関東各港も含め、津波災害時の避難対策が依然として確立されていない。全国の港湾に、避難警報の充実、避難施設の完備を進められたい。

(回答)

港湾では、港湾労働者等が、防潮堤などの防護ラインの外側で活動している場合が多く、高台に乏しく、液状化の危険があるといった港湾の特殊性を考慮した避難対策の検討が必要である。そこで、国土交通省では防災・安全交付金等の活用による津波避難施設の整備の促進を図っているところである。

また、「港湾の避難対策に関するガイドライン検討委員会」を平成 25 年 2 月に設置し、関係者の連携のもと津波避難対策のあり方を検討しており、9 月中にガイドラインを策定し周知する予定である。港湾における津波避難対策の取り組みが地域で推進されるよう、国としても積極的に協力して参りたいと考えている。

4. 背後地の整備について

港湾地区に駐車スペースが不足しているため、路上待機している海上コンテナが多く見られ、安全対策上からも問題がある。港湾地区に、待機レーンの確保、シャーシ

ー・プールの設置など、必要な措置を図るための予算措置を講じられたい。

(回答)

東京港の大井埠頭、青梅埠頭等をはじめ、コンテナターミナル周辺の道路においてコンテナトレーラーの交通集中による道路混雑が発生していることについては承知している。コンテナターミナル周辺道路の交通混雑の解消は、物流の効率化や安全性の確保等の観点から重要な課題であると認識している。

これまでも、道路混雑への対策として、貨物の積替やコンテナ又はシャーシの蔵置を行うための施設である共同デポの整備や待機レーンの確保、コンテナターミナル周辺の渋滞状況の監視・情報提供を行うための施設の整備等を図っているところである。各港で生じている課題を把握した上で、個別具体の対応についてはしっかり検討を進めて参りたい。

5. 海コン安全輸送対策について

荷崩れ、片荷などによる事故防止のため、荷主責任による情報伝達を義務化する海コン安全輸送法(仮称)を早期に制定すると同時に、国際基準の条約化に向けて積極的に取り組むための予算措置を図られたい。

(回答)

コンテナの陸上運送の安全確保は重要な政策課題であると認識している。しかしながら、本法案については、関係者間での更なる理解を得る必要があるとともに、IMO(国際海事機関)において検討されている、コンテナ1本毎の重量情報の伝達に関するSOLAS条約の改正状況等との整合性を図る必要があり、これらを踏まえて適切に対応して参りたい。

一方で、これまで、国際ルールの整備に向けた諸外国での会議に積極的に参画してきたほか、コンテナの陸上運送の安全対策について万全を期すため、6月末に新安全輸送ガイドラインをとりまとめ、これに基づく取組を8月より開始したところである。また実際の取組の中で、関係者間の更なる理解を得るべく情報伝達のあり方等について必要に応じて見直しを行うなど適切に対応して参りたいと考えている。

6. 偏載監視装置付重量計の設置について

コンテナ・ヤードのゲートに片荷がわかる偏載監視装置付重量計を設置するための予算措置を講じられたい。

(回答)

過積載や偏荷重などの不適切状態にあるコンテナを発見・是正することは、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全を確保する上で重要であると認識している。国土交通省としては、6月に国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの改定及び同マニュアルを策定し、偏荷重の簡易的な計測方法等を示したところであ

る。

一方、偏載監視装置付重量計等については、設置コスト等の問題もあるため、まずは同ガイドライン等に沿って、メジャーでの簡易的測定等による偏荷重の発見及び是正の措置について、関係者の協力の下、実践していくことが適当と考えている。

7. アスベスト対策について

港湾労使によって設立された港湾石綿対策基金に対し、国も基金を拠出されたい。

(回答)

港湾の安定的な運営を確保する上で、港湾労働者の適切な労働環境の確保は大変重要であると認識している。このため、国土交通省としては、港湾運送事業の所管官庁として、アスベストの荷役に係る実態調査を行い、厚生労働省に対して当時の実態を説明するなど、可能な範囲で対応を行っているところである。

「港湾石綿対策基金」については、労働災害の救済の観点から港湾労使により設立されたものと承知しているが、本件については労働災害の救済について所管している厚生労働省にご相談いただければと思う。